

令和4年1月21日 公告

案件名称：港区第二突堤基部物揚場改良工事

特記仕様書の一部に記載誤りがありました。下記正誤表をご確認ください。

訂正箇所	誤	正
特記仕様書 P.19	特記仕様書 <u>(週休2日モデル工事)</u>	特記仕様書 <u>(週休2日工事(発注者指定方式))</u>

# 特記仕様書

誤

## 特記仕様書 (週休2日モデル工事)

本工事は、建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るための取組みとして、工事現場における週休2日の確保に取組む工事（以下「週休2日工事」という。）である。

### 1 発注方式

発注者が週休2日に取り組みことを指定する「発注者指定方式」とする。

### 2 対象期間

現場着手日（現場事務所の設置、工事現場測量、資機材の搬入または仮設工事の開始等、現場で作業を開始した日）から工事完成日までの期間とする。

なお、年末年始6日間（12月29日から1月3日）、夏季休暇3日間（8月14日から同月16日）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）は含まないものとする。

### 3 用語の定義

#### (1) 「現場閉所」

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場や事務所での事務作業を含めて、1日を通して当該工事に係る作業を行っていない状態をいう。

#### (2) 「4週8休」

対象期間内の現場閉所日数の割合が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、天候等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

#### (3) 「週休2日」

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

### 4 週休2日工事の取組内容

(1) 受注者（以下「実施事業者」という。）は、当該工事において週休2日を確保するよう努めなければならない。

(2) 実施事業者は、契約した工期の中で週休2日工事を実施するものとし、週休2日の確保を事由にした工期の変更は認めない。

(3) 実施事業者は、週休2日の確保について施工計画書に記載する。

(4) 実施事業者は、「現場閉所（計画・実績）書」（様式2）により、当月の現場閉所計画については前月20日までに、当月の現場閉所実績については翌月の5日までに監督職員に提出する。ただし、現場着手月の現場閉所計画は現場着手の前日までに、工事完成月の現場閉所実績は工事完成日に提出するものとする。なお、監督職員から別途指示がある場合は、速やかに提出するものとする。

(5) 天候や緊急対応等により、休日を変更する場合は速やかに監督職員に連絡する。なお、休日に作業を行う場合は、代休を取得することとする。

(6) 実施事業者は、以下の記載例を参考に、工事現場の見やすい場所に週休2日工事である旨を明示するものとする。

正

## 特記仕様書

### (週休2日工事（発注者指定方式）)

本工事は、建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るための取組みとして、工事現場における週休2日の確保に取組む工事（以下「週休2日工事」という。）である。

### 1 発注方式

発注者が週休2日に取り組みことを指定する「発注者指定方式」とする。

### 2 対象期間

現場着手日（現場事務所の設置、工事現場測量、資機材の搬入または仮設工事の開始等、現場で作業を開始した日）から工事完成日までの期間とする。

なお、年末年始6日間（12月29日から1月3日）、夏季休暇3日間（8月14日から同月16日）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）は含まないものとする。

### 3 用語の定義

#### (1) 「現場閉所」

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場や事務所での事務作業を含めて、1日を通して当該工事に係る作業を行っていない状態をいう。

#### (2) 「4週8休」

対象期間内の現場閉所日数の割合が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、天候等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

#### (3) 「週休2日」

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

### 4 週休2日工事の取組内容

(1) 受注者（以下「実施事業者」という。）は、当該工事において週休2日を確保するよう努めなければならない。

(2) 実施事業者は、契約した工期の中で週休2日工事を実施するものとし、週休2日の確保を事由にした工期の変更は認めない。

(3) 実施事業者は、週休2日の確保について施工計画書に記載する。

(4) 実施事業者は、「現場閉所（計画・実績）書」（様式2）により、当月の現場閉所計画については前月20日までに、当月の現場閉所実績については翌月の5日までに監督職員に提出する。ただし、現場着手月の現場閉所計画は現場着手の前日までに、工事完成月の現場閉所実績は工事完成日に提出するものとする。なお、監督職員から別途指示がある場合は、速やかに提出するものとする。

(5) 天候や緊急対応等により、休日を変更する場合は速やかに監督職員に連絡する。なお、休日に作業を行う場合は、代休を取得することとする。

(6) 実施事業者は、以下の記載例を参考に、工事現場の見やすい場所に週休2日工事である旨を明示するものとする。